

【物品】せり売り（インターネット公有財産売払）の実施について

1 入札に付する物件

物件 番号	物件の種類	規格・型式 (cm)	数量	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
1	キャビネット大 (6物-1)	89×45×215	1	400	100
2	キャビネット大 (6物-5)	60×45×210	1	400	100
3	キャビネット大 (6物-6)	89×45×215	1	400	100
4	キャビネット大 (6物-8)	89×45×215	1	400	100
5	キャビネット大 (6物-9)	89×45×215	1	400	100
6	キャビネット大 (6物-10)	89×45×215	1	400	100
7	キャビネット大 (6物-13)	89×45×215	1	300	100
8	議会用机椅子 (6物-14)	机：150×60×70	6	1,000	200
		机：45×45×58	1		
		椅子：61×65×88	12		
9	来客用椅子 (6物-15)	75×75×80	2	500	100
10	PC用机 (6物-17)	100×80×122	1	300	100
11	PC用机 (6物-18)	91×80×118	1	300	100
12	議会用机椅子 (6物-19)	机：140×60×70	2	1,000	200
		机：150×60×70	2		
		机：210×60×70	2		
		机：115×52×70	3		
		机：75×60×68	1		
		椅子：61×65×88	12		

13	キャビネット大 (6物-23)	88×38×179	1	400	100
14	事務用机 (6物-24)	153×76×84	1	300	100
15	脇机 (6物-27)	41×73×75	1	300	100
16	脇机 (6物-28)	40×73×74	1	200	100

(注) 予定価格とは、あらかじめ京丹波町が定めた最低落札価格をいう。

2 入札参加の資格を有する者は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1号に規定する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者
- (5) 町が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者
- (6) 町税又は町の使用料等を滞納している者
- (7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当する公有財産に関する事務に従事する町職員

3 入札に参加する者が順守しなければならない条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 京丹波町インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「町のガイドライン」という。)並びにシステム提供法人が定めるオークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、及び順守すること。
- (2) 本公告に定める手続に従って、あらかじめ入札の参加申込みを行うこと。

4 入札の参加申込み

- (1) 入札参加仮申込み

入札に参加しようとする者は、令和7年9月11日(木)13時から令

和7年9月29日（月）14時までシステム提供法人の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により、入札参加仮申込みの手続を行うこと。

(2) 入札参加申込み

入札参加申込み（本申込み）は、(1)による入札参加仮申込みを完了した後、次に掲げる場所及び期間に持参又は郵送により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。

また、入札参加申込書には、居住地の市区町村長が発行した住民票（住民票コード以外の記載を省略しないもの。法人にあつては、商業登記簿謄本又は登記事項証明書）を添付すること（いずれの書類も原本であることとし、入札執行前3箇月以内に発行されたものであること）。

なお、入札参加仮申込みをしていない者は、入札参加申込みを行うことができない。

ア 受付場所 京丹波町役場総務部財政課

イ 受付期間

令和7年9月11日（木）から令和7年10月1日（水）まで。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

エ 留意事項

郵送による受付の場合は、受付期間の終了日の消印有効とする。

5 町のガイドライン、契約条項その他関係書類を示す場所及び期間

(1) 場所

ア 4の(2)のアに同じ。

イ 京丹波町公式ホームページ及び公有財産売却システム上

(2) 期間

令和7年9月11日（木）13時から令和7年9月29日（月）まで

なお、受付場所における閲覧時間は、4の(2)のウと同じとする。

6 入札執行の場所及び期間

(1) 場所

公有財産売却システム上で行うものとする。

(2) 入札期間

令和7年10月14日（火）13時から令和7年10月16日（木）

23時まで

### (3) 開札日

令和7年10月23日(木) 17時

## 7 入札の方法

入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。入札形式はせり売り形式によるものとし、入札は、入札期間中であれば何回でも可能とする。なお、一度行った入札は、入札参加者の都合による取消しや変更はできない。また、郵送等による入札書の提出は認めない。

## 8 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、予定価格(最低落札価格)の100分の10以上の額で町が定めた額の入札保証金を令和7年9月29日(月)14時までに、次のいずれかの方法により納付すること。

ア 町が送付する納付書により、町が指定する金融機関に納付

イ 公有財産売却システム上で行う、クレジットカードによる納付

(2) 落札者の納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、契約保証金に全額充当する。

なお、落札者が町の指定した期限内に契約を締結しない場合は、入札保証金は没収し、返還しない。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後に返還する。

## 9 落札者の決定の方法

入札期間終了後、町は公有財産売却システムを使用して開札確認を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、2人以上が同類の入札価格(上限)を設定した場合は、先に設定した者を落札者として決定する。

### 10 契約書作成

落札価格が50万円を超える場合は、当町から落札者へ契約書を送付し、契約を締結する。ただし、落札価格が50万円以下の場合は、落札決定をもって契約を締結したものとみなし、契約書の作成を省略する。

### 11 契約保証金

(1) 契約保証金は、予定価格(最低落札価格)の100分の10以上の金額(8の(1)と同額)とし、契約締結時点において、入札保証金の充当をもって納付するものとする。

なお、落札者が契約を履行しない場合は、契約保証金は没収し、返還しない。

(2) 契約保証金は、12の売買代金が納付された時点で、売買代金に全額充当する。

## 12 売買代金

落札者は、売買代金から契約保証金を差し引いた残金について、令和7年11月4日(火)までに、町が発行する「納入通知書」により納入すること。

## 13 危険負担

落札後、契約を締結した時点で、売買物件に係る危険負担は落札者に移転する。したがって、契約締結後に発生した売買物件の滅失、毀損など京丹波町の責めに帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできない。

## 14 用途の制限等

落札者は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する営業又は無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項の規定による処分を受けた団体の用に供してはならない。

また、第三者に対して物件の売買、贈与、交換、出資等により所有権を移転し、又は賃借による使用及び収益をさせようとする場合は、書面により義務を承継しなくてはならない。

## 15 その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 物品引き渡しについては、京丹波町が指定する場所で引き渡す事とし、郵送等を行わない。

(3) 下見会は実施しない。

(4) 入札及び契約に関する手続の担当  
京丹波町総務部財政課